

平成19年第2回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

平成19年5月10日 開会

）

平成19年5月10日 閉会

吉田町議会

平成19年第2回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月10日)

○町長あいさつ	3
○開会の宣告	4
○仮議席の指定	4
○議会議長選挙	4
○議長就任あいさつ	5
○議事日程の報告	6
○議会副議長選挙	6
○副議長就任あいさつ	7
○議席の指定	8
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○常任委員会委員の選任	10
○議会運営委員会委員の選任	11
○吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙	12
○榛原総合病院組合議会議員の選挙	12
○相寿園管理組合議会議員の選挙	13
○駿遠学園管理組合議会議員の選挙	12
○議案第31号～議案第33号の一括上程、説明	14
○議案第31号の質疑、討論、採決	16
○議案第32号の質疑、討論、採決	16
○議案第33号の質疑、討論、採決	16
○発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議員派遣について	21
○議会閉会中の継続調査について	21
○町長あいさつ	22
○議長あいさつ	22
○閉会の宣告	23

開会 午前 9時00分

○事務局長（高橋健次君） それでは、開会に先立ちまして、双方のあいさつを交わしたいと存じます。

恐れ入りますが、御起立お願いいたします。

一同、礼。

おはようございます。御着席ください。

改めて、おはようございます。事務局長の高橋でございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本議会におきましては、吉永満榮議員が最年長でございます。臨時議長をお願いしたいと存じます。臨時議長の吉永満榮議員を御紹介いたします。

○臨時議長（吉永満榮君） ただいま御紹介をありがとうございました吉永でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行うことになりました。議長選挙までの限られた時間ではございますが、議員各位の御協力をいただき、無事任務を果たすようお願いをしたいと思います。

◎町長あいさつ

○臨時議長（吉永満榮君） それでは、開会に当たり、町長よりごあいさつをお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成19年第2回吉田町議会臨時会の開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

さきの統一地方選挙の結果を全般的に振り返ってみますと、これまでの選挙とは様相を異にし、組織票の取り込みを目指そうとする候補者は一様に苦戦を強いられたように感じました。これは、それぞれの選挙人が、えにしや立場にとらわれた投票行為から個々の価値観に基づく投票行為にシフトしてきたあらわれではないかと思えます。そして、当町では、この傾向が本当に顕著であったと実感した次第でございます。

私は、今回の吉田町長選挙は、個人の価値観よりも政党や団体などを重要視する町民と個々人の価値観に基づく投票を目指そうとする一般町民との戦いであったと受けとめておりますが、結果として、1万323人の皆様方が私を支持してくださいました。少なくとも1万323人の方々が、これまでの4年間の町政運営に共感され、また、今後4年間の町政運営にさらなる期待を抱いておられるということがわかりました。今回の選挙結果で、皆様方の期待の大きさを改めて痛感した次第でございます。

もちろん、4年前と同様に、選挙に当たりまして、町民の皆様方とお約束いたしました事柄につきましては、そのすべてを達成いたしますが、それにとどまることなしに、さらに町民の皆様方に御満足いただける町をつくるように、さまざまな提案を行い、実践してまいらなければならないと、今回、なお一層意を強くした次第でございます。

一方、今回の選挙を通して得た新たな教訓もございました。

その1つは、選挙管理委員会の委員の行動から学んだものでございます。選挙管理委員会の委員は、人格が高潔で、政治と選挙に関して公正な識見を有す人であるとして、吉田町議

会が選挙して選んだわけではありますが、今回、その委員の一人が、統一地方選挙の執行を目前に控えた平成19年3月23日に急遽退職し、翌日から特定の立候補予定者のために一心不乱に活動を展開するという衝撃的な光景を目の当たりにいたしました。

個人的な主張を捨て、公正な選挙が行われるように率先垂範し、民主政治の健全な発達を実現するという極めて重要な使命を持つ選挙管理委員会の委員が、こうした衝撃的な行動を現実として行ったということは、見逃すことができない重大事であります。

もう一つは、商工会法を根拠として、町の商工業の総合的な改善・発達を図るために組織されている商工会が、法律で禁じられている特定の個人や団体の利益を目的とする事業や、特定の政党のための利用に反するのではないかと疑いたくなるような動きを示したことであります。

この2つの事例は、社会正義に対する吉田町の一部の異なる常識と一般的な社会常識との間に、大きな格差があることを場ざらしにしたものであり、世の中がコンプライアンスを強く意識し、よいものはよい、悪いものは悪いという判断を大切にした世の中に移行しようとする機運の中にあって、吉田町だけがその流れから取り残されているような錯覚に陥りました。しかし、選挙結果はその憂いを物の見事に払拭してくれました。改めて吉田町民の良識を頼もしく思うとともに、快い安堵感がわき上がってまいりました。

吉田町を真に健康で住みたくする町にするためには、行政がどんどん情報を開示し、透明性を高め、町民の皆様方に疑いを抱かれない運営を行うことが必要不可欠であります。そして、しがらみ抜きで、よいものはよい、悪いものは悪いという是非論を闘わせることができる開かれた町にしなければなりません。吉田町は、今まさにその過渡期にあります。

議会も執行部も、目指すところは町の発展と町民の幸せであります。お互いがその役割を認識し、良好な緊張感を持ちながら一致協力して、住んでよかったと言われる町にしなければなりません。議会としても、町が健全な方向に変わろうとする流れを加速させるように御尽力賜りますようお願い申し上げます、あいさついたします。お互いに町のため、町民のために頑張りたいと思います。

○臨時議長（吉永満榮君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○臨時議長（吉永満榮君） ただいまから平成19年第2回吉田町議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（吉永満榮君） 日程第1、仮議席の指定をいたします。
仮議席は議事の進行上、ただいま着席している議席を仮議席といたします。

◎議会議長選挙

○臨時議長（吉永満榮君） 日程第2、議会議長選挙を行います。
ここで、暫時休憩いたします。
これより協議を行いますので、議員の皆様は第2会議室へお集まりください。

当局の皆様には、ここで退席いただき、改めて連絡いたしますので、御出席をお願いいたします。

休憩 午前 9時09分

再開 午前 9時31分

○臨時議長（吉永満栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しております。これより議会議長選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉鎖します。
〔議場閉鎖〕

○臨時議長（吉永満栄君） ただいまの出席議員は14名です。次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、佐藤正司君、2番、枝村和秋君、お願いします。
〔「議長」の声あり〕

○臨時議長（吉永満栄君） はい。

○6番（片山 武君） 6番、片山です。1番は立候補者ですが、いいですか。

○臨時議長（吉永満栄君） 構わないです、はい。
では、1番、佐藤正司君、2番、枝村和秋君を指名します。投票用紙を配ります。念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。
〔投票用紙配付〕

○臨時議長（吉永満栄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（吉永満栄君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。立会人は、点検をお願いいたします。
〔投票箱点検〕

○臨時議長（吉永満栄君） 異状ありませんか。異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。
〔投票〕

○臨時議長（吉永満栄君） 投票漏れはありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（吉永満栄君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。立会人には、開票の立ち会いをお願いします。
〔開票〕

○臨時議長（吉永満栄君） 選挙の投票結果を報告します。投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票、有効投票のうち、吉永満栄君10票、勝山徳子君3票、佐藤正司君1票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、吉永満榮が議長に当選されました。
議場の出入り口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（吉永満榮君） 議長が決まりました。

以上で、臨時議長の職務は全部終了しました。議員各位の御協力に感謝を申し上げます。
それでは、一言ごあいさつをいたします。

◎議長就任あいさつ

○議長（吉永満榮君） 一言ごあいさつを申し上げます。

このたび不肖私、議員の皆様方の御推挙によりまして、吉田町議会議長の要職につくことになりました。まことに身に余る光栄でございます。

私ごとき浅学非才、その器にあらざる者が、果たして皆様の御期待に沿うかどうか、まことに懸念しておるところでございますが、ここに皆様の御推挙を得ました上は、一身を挺してその御厚情に報いる覚悟でございます。

なお、議会運営につきましては、不偏不党、公正無私立場を堅持しますとともに、ここに誓い申し上げます。また、当局各位との関係についても、我々議会といたしまして、いたずらに摩擦を起こさないようにしなければなりません。同時に、妥協も許されません。

町政発展の上に立って、正しい、お互いが相構えて、町民の負託にこたえなければならぬと思っております。

かように考えておるので、議員各位につきましても、絶大なる御協力のほどよろしくお願い申し上げます、私の就任のあいさつといたします。

よろしく申し上げます。

ここで、今後の議事日程を配付のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時43分

再開 午前 9時44分

○議長（吉永満榮君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議事日程の報告

○議長（吉永満榮君） 本日のこれからの議事日程については、ただいまお手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い議事を進めますので、よろしくお願ひいたします。

◎議会副議長選挙

○議長（吉永満榮君） 日程第3、議会副議長選挙を行います。

ここで、暫時休憩といたします。

これより協議を行いますので、第2会議室にお集まりください。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時59分

- 議長（吉永満榮君） 休憩前に引き続き会議を再開します。
ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しております。
これより議会の副議長選挙を行います。
選挙は投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。
〔議場閉鎖〕
- 議長（吉永満榮君） ただいまの出席議員は14名です。
次に、立会人を指名します。
3番、市川陽三君及び4番、杉村嘉久君を指名します。
投票用紙を配ります。
念のため申し上げます。投票は単記無記名です。
〔投票用紙配付〕
- 議長（吉永満榮君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（吉永満榮君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。立会人は、点検をお願いします。
〔投票箱点検〕
- 議長（吉永満榮君） 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
1番議員から順番にお願いします。
〔投票〕
- 議長（吉永満榮君） 投票漏れはありませんか。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（吉永満榮君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。
立会人は、開票の立ち会いをお願いいたします。
〔開票〕
- 議長（吉永満榮君） 選挙の投票結果を報告します。
投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ、有効投票のうち、大塚邦子君8票、八木栄君6票、以上のおりであります。この選挙の法定得票数は4票です。
したがって、大塚邦子君が副議長に当選されました。
議場の出入り口を開きます。
〔議場開鎖〕
- 議長（吉永満榮君） ただいま副議長に当選されました大塚邦子君が議場におられます。
会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。
大塚邦子君から副議長当選のごあいさつをお願いいたします。
-

◎副議長就任あいさつ

○副議長（大塚邦子君） 一言ごあいさつを申し上げます。

このたび議員皆様方の御支持によりまして、副議長の要職に就任させていただくことになりましたことは、私にとって身に余る光栄であり、同時にその責任の重さを痛感しているところでございます。

まさに今、私ども議会に求められていることは、不祥事によって失われた信頼の回復を図ること、そして、このたびの町議会議員選挙におきまして、2度目の無投票という選挙結果からうかがい知ることができるように、議会への低い関心度、これをどのように高めていくかということにあると確信しています。

本日、新しい議会におかれまして、議長には、人格・識見ともすぐれた吉永満榮氏が御就任になっておられます。議長と協力し合い、本来の議会機能が発揮できるよう、また、議員の皆様方の能力が発揮できるよう、常に議会運営の改善に努めてまいりたいと存じます。

副議長職というものは、地方自治法上、議長を補佐する職ではない、代理をする職であるということを念頭に置きながらも、吉永議長の御指導と御助言をいただきながら、その職責を全うするよう、最大の努力をしていく所存です。

副議長選挙でお寄せくださいました温かいお力を、この任期中も継続していただき、さらに御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任のあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

○議長（吉永満榮君） ここで、暫時休憩としますが、発議案第2号の提出者について協議します。第2会議室に御参集をお願いしたいと思います。

10分間休憩ということで、10時20分から再開いたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時35分

○議長（吉永満榮君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議席の指定

○議長（吉永満榮君） 日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により指定をいたします。指定する議席番号及び氏名を事務局長より朗読させます。

事務局長。

〔議会事務局長 高橋健次君朗読〕

○議長（吉永満榮君） ただいま事務局長朗読のとおり議席を指定します。

ここで暫時休憩し、議席の移動をお願いいたします。

名札を張りかえますので、暫時休憩してください。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時39分

○議長（吉永満榮君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉永満榮君） 日程第5、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員については、会議規則第114条の規定により、1番、佐藤正司君、2番、枝村和秋君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（吉永満榮君） 日程第6、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、5月10日の1日限りといたしたいと思えます。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は、5月10日の1日限りと決定いたしました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第7、発議案第2号 吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者、大塚邦子君の説明を求めます。

13番、大塚邦子君。

〔13番 大塚邦子君登壇〕

○13番（大塚邦子君） それでは、発議案第2号につきまして、御説明申し上げます。

初めに、この吉田町議会委員会条例の改正理由について申し上げます。

今回の一般選挙から適用されました吉田町議会定数条例の改正に伴い、議員定数が16名から14名に改正されました。したがって、吉田町議会委員会条例においても、常任委員会の定数を改正する必要があるため、委員会条例の一部改正をお願いするものであります。

それでは、発議案第2号について、本案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

発議案第2号 吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

吉田町議会委員会条例（昭和39年吉田町条例第30号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第112条及び吉田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年5月10日提出、吉田町議会議長、吉永満榮様。

提出者、吉田町議会議員、大塚邦子。賛成者、吉田町議会議員、河原崎昇司。

吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例。

吉田町議会委員会条例（昭和39年吉田町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「8人」を「7人」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月30日から適用する。

以上のとおりであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長（吉永満榮君） 説明が終わりました。
質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 討論を終結します。
採決に入ります。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで、暫時休憩とします。

次の日程は、常任委員会委員の選任を行う予定であります。

このため、休憩時間中に協議を行っていただき、調整をお願いし、再開は協議終了後といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時15分

- 議長（吉永満榮君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しております。

◎常任委員会委員の選任

- 議長（吉永満榮君） 日程第8、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。
お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩とします。

この休憩中に各常任委員会を開催し、委員会条例第6条第2項の規定により委員長及び副委員長の互選をお願いします。

なお、互選の結果を委員長から議長へ報告願います。

この報告があり次第、議会運営委員会の選任のための調整会議を行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

再開は、議会運営委員会委員の選任のための調整会議の終了後となりますので、それまで暫時休憩をとらせていただきます。よろしくお願いいたします。

休憩 午前 11時18分

再開 午後 1時00分

- 議長（吉永満榮君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。
ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しております。
各常任委員会から正副委員長の互選結果の報告を受けました。その結果を報告します。
総務文教常任委員会の委員長に11番、勝山徳子君、副委員長に2番、枝村和秋君。
産業建設市常任委員会の委員長に、7番、永田智章君、副委員長に藤田和寿君。
以上のとおり、各常任委員会で決定されました。
ここに、報告します。

◎議会運営委員会委員の選任

- 議長（吉永満榮君） 日程第9、議会運営委員会委員の選任を行います。
お諮りします。
議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。
よって、議会運営委員会委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。
ここで、暫時休憩とします。
この休憩中に議会運営委員会を開催し、委員会条例第6条第2項の規定によって委員長及び副委員長の互選をお願いします。
なお、互選の結果を委員長から議長へ報告をお願いいたします。
なお、この休息中に全員協議会を開催し、日程第10から日程第13までの各組協議員について協議をお願いします。
再開は、この組協議員についての協議終了後とします。よろしくをお願いします。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 2時14分

- 議長（吉永満榮君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。
ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しております。
ただいま、議会運営委員会から正副委員長の互選の結果を受けました。その結果を報告します。
議会運営委員会委員長に12番、河原崎昇司君、副委員長に9番、増田宏胤君、以上のとおり決定した旨報告を受けました。
ここに報告をいたします。
-

◎吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙

○議長（吉永満榮君） 日程第10、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙を行います。
選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認め、選挙の方法については指名推選と決定いたしました。
お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認め、議長において指名します。

吉田町牧之原市広域施設組合議会議員には、2番、枝村和秋君、3番、市川陽三君、4番、杉村嘉久君、6番、片山 武君、7番、永田智章君、11番、勝山徳子君、13番、大塚邦子君の7名を指名し、当選人と決定することに御異議のない方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（吉永満榮君） 全員の起立を認めました。

ただいま指名いたしました7名の議員が吉田町牧之原市広域施設組合議会議員に当選いたしました。会議規則第32条第2項の規定により告知します。

◎榛原総合病院組合議会議員の選挙

○議長（吉永満榮君） 日程第11、榛原総合病院組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認め、選挙の方法については指名推選と決定いたしました。
お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認め、議長において指名します。

榛原総合病院組合議会議員には、1番、佐藤正司君、5番、藤田和寿君、8番、八木宣和君、10番、八木 栄君、9番、増田宏胤君、12番、河原崎昇司君、14番、吉永満榮の7名を指名し、当選人と決定することに御異議のない方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（吉永満榮君） 全員の起立を認めました。

ただいま指名いたしました7名の議員が榛原総合病院組合議会議員に当選いたしました。会議規則第32条第2項の規定により告知します。

◎相寿園管理組合議会議員の選挙

○議長（吉永満榮君） 日程第12、相寿園管理組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認め、選挙の方法については指名推選と決定いたしました。お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認め、議長において指名します。

相寿園管理組合議会議員には、8番、八木宣和君、4番、杉村嘉久君の2名を指名し、当選人と決定することに異議のない方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（吉永満榮君） 全員の起立を認めました。

ただいま指名いたしました2名の議員が相寿園管理組合議会議員に当選いたしました。会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

◎駿遠学園管理組合議会議員の選挙

○議長（吉永満榮君） 日程第13、駿遠学園管理組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認め、選挙の方法については指名推選と決定いたしました。お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認め、議長において指名します。

駿遠学園管理組合議会議員には、6番、片山 武君を指名し、当選人と決定することに御異議のない方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（吉永満榮君） 全員の起立を認めました。

ただいま指名いたしました6番、片山 武君が駿遠学園管理組合議会議員に当選いたしました。会議規則第32条第2項の規定により告知します。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催し、特別委員会の設置に関して協議を行います。よろしくお願ひします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 3時15分

○議長（吉永満榮君） それでは、暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しております。

◎議案第31号～議案第33号の一括上程、説明

○議長（吉永満榮君） 議案上程を行います。

日程第14、第31号議案から日程第16、第33号議案まで一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成19年第2回吉田町議会臨時会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、専決処分事項の承認について2件、人事案件について1件の合計3件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第31号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布されたことに伴い、吉田町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、法人所得税における減価償却制度を見直すとともに、上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限を1年延長するほか、非課税等特別措置を整理・合理化するため、法改正に合わせて所要の改正を行うものでございます。

第32号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、第31号議案と同様に、地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布されたことに伴い、吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点でございますが、地方税法を改正されたことに伴う条文整理でございます。

第33号議案は、吉田町監査委員の選任についてでございます。

本議案は、議会議員のうちから選任する監査委員に八木宣和氏を選任することにつきまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の御同意をいただこうとするものでございます。

以上が上程いたします3議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。それでは、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いいたします。

税務課長、鈴木光雄君。

〔税務課長 鈴木光雄君登壇〕

○税務課長（鈴木光雄君） 税務課でございます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成19年3月30日に公布され、地方税法の一部が改正されたことに伴い、吉田町税条例及び吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

それでは、第31号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）から御説明申し上げます。

提出議案と参考資料ナンバー1をあわせてごらんいただきたいと思います。

参考資料により御説明させていただきます。

まず、1ページをごらんください。

第23条の改正は、信託法の改正により、信託の種類が多様化することになり、所得税法等において信託利益に対する課税に係る規定の改正が行われたことにより、個人住民税においても所要の改正を行うものです。

1項に、法人税信託の引き受けを行う個人について法人税割の納税義務者とする第5号を追加し、第3項中、法人課税信託の引き受けを行う人格なき社団等に、法人とみなすことを追加するものです。

1ページから2ページをごらんください。

第31条第2項の表中の改正は、条文の整備によるものです。

3ページをごらんください。

第95条改正は、たばこ税の税率について、附則第16条の2で定められている特例税率を本則税率としたものです。

第131条第5項の改正は、条例番号の変更に伴い、条文を整理するものです。

4ページから5ページをごらんください。

附則第10条の2の改正は、第4項、第5項は、条例番号の変更に伴い条文を整理し、あわせて第6項を追加するものです。

第6項の追加条文は、65歳以上の者、要介護認定または要支援認定を受けている者、障害者、いずれかの者が居住する既存住宅の一定のバリアフリー改修を平成19年4月1日から平成22年3月31日までに行った場合で、その工事費の自己負担金が30万円を超える場合、翌年度分の固定資産税額を100平方メートルまでを限度として、3分の1減額する住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置の創設によるものです。

附則第11条の3の改正は、鉄道用軌道用地に対する固定資産税の課税標準は、沿接する土地の平成18年度固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で賦課するというものです。

6ページから7ページをごらんください。

附則第16条の2の改正は、第95条の改正に伴い、第1項の特例措置開始により削除し、2項を1項に繰り上げるものです。

附則第17条の2及び附則第19条の2の改正は、他の法律の改正に伴う条文の整理であります。

附則第19条の3の改正は、地方税法附則第35条の2の3の改正により、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る課税の特例について、上場株式を譲渡した場合の特例措置の期限を平成21年度に1年間延長したことによるものです。

8ページをごらんください。

附則第20条の改正は、地方税法附則第35条の3の3等の改正により、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例について、特定株式の取得期限を平成21年3月31日まで2年間延長したことによるものです。

9ページをごらんください。

附則第20条の4の改正は、租税条約実施特例法に規定する条約適用配当等の支払いを受ける期限を平成21年3月31日まで1年間延長したことによるものです。

9ページから10ページをごらんください。

第20条の5の改正は、租税条約実施特例法の改正により、日本国内居住者が条約相手国の社会保障制度に対して支払った保険料について、地方税法に規定する社会保険料とみなして、社会保険料控除の対象とする保険料に係る個人の町民税の課税の特例の規定を新たに設ける

ものです。

第2項において、前項納税義務者が社会保険料控除を受けようとする場合の申告書の提出義務を規定しております。

附則では、第1条で、地方税法等の施行期日に合わせ、条例中の各条項の施行期日を定めただけ、第2条、町民税、第3条、固定資産税、それぞれの経過措置を講ずるものです。

以上が吉田町税条例の一部を改正する条例の内容でございます。

続いて、第32号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）を御説明申し上げます。

提出議案と参考資料ナンバー2をあわせてごらんください。

参考資料により御説明させていただきます。

1ページをごらんください。

第2条第2項は、納税義務者等の規定であります。この固定資産税の価格において、地方税法第349条の3において固定資産税の課税標準の価格の特例が規定されており、この改正が行われたことにより条項ずれが生じたことにより、条文を整理するものです。

附則第12項につきましても、第2条第2項と同様、地方税法附則の改正により、条文を整理するものです。

2ページをごらんください。

第2条による改正であります。第1条による改正の第2条第2項について、改正後の条項をさらに改正する2段階方式の改正であります。これは、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正により、改正後の地方税法第349条の3の次に1項が加えられたことによる改正であります。

附則の改正も同様であります。附則では、地方税法の改正に合わせて、施行期日を第1条による改正では平成19年4月1日、第2条による改正は平成19年10月1日としております。

以上、吉田町税条例及び吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきました。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 引き続きまして、総務課長、久保田晴己君。

〔総務課長兼防災監 久保田晴己君登壇〕

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

総務課からは、第33号議案につきまして御説明申し上げます。

第33号議案 吉田町監査委員の選任についてでございます。

本議案は、議会議員のうちから選任いたします監査委員に八木宣和議員を選任することにつきまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の御同意をお願いするものでございます。

住所は吉田町大幡1362番地の1、氏名は八木宣和、生年月日は昭和19年5月23日、62歳でございます。

簡単ではございますが、以上が総務課からの1議案につきましての御説明でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 以上で上程議案の説明が終わりました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第14、第31号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。
討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。
採決に入ります。
お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第15、第32号議案 専決処分事項の承認を求めることについて
(吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例)を議題とします。
質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。
討論を行います。

[発言する人なし]

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。
採決に入ります。
お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第16、第33号議案 吉田町監査委員の選任についてを議題としま
す。

本案については、八木宣和議員の一身上に関する事件であると認められますから、地方自
治法第117条の規定により、八木宣和君の除斥を求めたいと思います。

これに異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認め、八木宣和議員を除斥することに決定いたしました。
八木宣和議員の退席を求めます。

[8番 八木宣和君退場]

○議長（吉永満榮君） 質疑を行います。
[発言する人なし]

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。
討論を行います。

[発言する人なし]

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。
採決に入ります。
お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり同意されました。
八木宣和君の除斥を解きます。

[8番 八木宣和君入場]

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第17、発議案第3号 空港関連特別委員会設置に関する決議について議題とします。

本案については、提出者、河原崎昇司君の説明を求めます。
河原崎議員。

[12番 河原崎昇司君登壇]

○12番（河原崎昇司君） それでは、発議案第3号につきまして、本文を朗読し、説明にかえさせていただきます。

発議案第3号 空港関連特別委員会設置に関する決議について。

別紙のとおり、吉田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年5月10日提出、吉田町議会議長、吉永満榮様。

提出者、吉田町議会議員、河原崎昇司。賛成者、吉田町議会議員、永田智章君、同、八木宣和君、同、増田宏胤君、同、勝山徳子君、同、大塚邦子君。

空港関連特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、空港関連特別委員会を設置するものとする。
記。

1、名称。

空港関連特別委員会。

2、設置の根拠。

地方自治法第110条及び吉田町議会委員会条例第4条。

3、目的。

静岡空港建設に関連して、空港を活用したまちづくり並びに騒音、アクセス、自然環境等の諸課題について調査するため特別委員会を設置する。

4、委員の定数。

委員会の委員は、7名をもって構成する。

5、継続調査。

委員会は、議会の閉会中も調査及び研究を行うことができる。

6、設置期間。

上記事件の調査研究が終了するまでとする。

以上のとおりであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（吉永満榮君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

河原崎議員、御苦労さまでした。

これより討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。

ただいま設置されました空港関連特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、4番、杉村嘉久君、8番、八木宣和君、9番、増田宏胤君、11番、勝山徳子君、12番、河原崎昇司君、13番、大塚邦子君、14番、吉永満榮を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、空港関連特別委員会の委員は、ただいま指名しました7名を選任することに決定しました。

◎発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第18、発議案第4号 議会広報特別委員会設置に関する決議について議題とします。

本案については、提出者、河原崎昇司君の説明を求めます。

12番、河原崎君。

〔12番 河原崎昇司君登壇〕

○12番（河原崎昇司君） それでは、発議案第4号につきまして、本文を朗読し、説明にかえさせていただきます。

発議案第4号 議会広報特別委員会設置に関する決議について。

別紙のとおり、吉田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年5月10日提出、吉田町議会議長、吉永満榮様。

提出者、吉田町議会議員、河原崎昇司。賛成者、吉田町議会議員、永田智章君、同、八木宣和君、同、増田宏胤君、同、勝山徳子君、同、大塚邦子君。

議会広報特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議会広報特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称。

議会広報特別委員会。

2、設置の根拠。

地方自治法第110条及び吉田町議会委員会条例第4条。

3、目的。

議会の意思や審議の状況を正確に、分かりやすく町民に伝える広報活動の重要性が一層増している。これに応えるべく、吉田町議会に議会広報に関する対策のための特別委員会を設置する。

4、委員の定数。

委員会の委員は、7名をもって構成する。

5、継続調査。

委員会は、議会の閉会中も調査及び研究を行うことができる。

6、設置期間。

上記事件の調査研究が終了するまでとする。

以上のおりであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（吉永満榮君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

河原崎議員、御苦労さまでした。

これより討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、1番、佐藤正司君、2番、枝村和秋君、3番、市川陽三君、5番、藤田和寿君、6番、片山 武君、7番、永田智章君、10番、八木 栄君の7名を指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会の委員は、ただいま指名しました7名を選任することに決定しました。

ただいま設置されました空港関連特別委員会並びに議会広報特別委員会の委員長及び副委員長につきましては、委員会条例第6条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。ついては、互選のため、ここで暫時休憩といたします。再開は各委員会での委員長、副委員長の互選終了後といたします。

当局の皆様には、改めて御連絡しますので、御出席をお願いいたします。

以上です。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 4時28分

○議長（吉永満榮君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しております。

ただいま空港関連特別委員会並びに議会広報特別委員会から委員長及び副委員長の互選の結果の報告がございましたので、発表いたします。

空港関連特別委員会の委員長に9番、増田宏胤君、副委員長に12番、河原崎昇司君、議会広報特別委員会の委員長に10番、八木 栄君、副委員長に3番、市川陽三君が決定しました。

以上、報告がありましたので、発表させていただきます。

◎議員派遣について

○議長（吉永満榮君） 日程第19、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第115条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のおおりに、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思えます。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のおおりに派遣することに決定いたしました。

○議長（吉永満榮君） ここで、追加日程の配付のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時29分

再開 午後 4時30分

○議長（吉永満榮君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

お手元に配付のおおりに、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、会議規則第71条の規定によって、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

これを日程に追加し、議題にしたいと思えます。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（吉永満榮君） 追加日程第1、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（吉永満榮君） 以上で、平成19年第2回吉田町議会臨時会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 本日、議会におかれましては、人事もお決まりになり、後年、この日をもって吉田町議会のルネサンス元年が始まったと人口に親炙することを切に望むものであります。

また、当局提案の議案につきましてトウジくださいましたこと、心から御礼申し上げます。

私はこの場に立ちまして、能を完成させました世阿弥が花鏡の中で詠みました「初心忘るべからず」の言葉を改めて思い出しております。世阿弥は花鏡の中で、芸に励む人は常に自分は未熟者である、初心者であると、そのことを念頭に置いて芸事に励むというようなことを申しております。これが「初心忘るべからず」の言葉だと私は思いますけれども、きょう、こうして議会の皆様と心を一にして、吉田町の発展のため、そして吉田町の町民の幸せの増進のため、ともに歩くことができますことをうれしく思います。

浅学非才な身でございませうけれども、高い志を持ち、該博な知識をお持ちの議員各位の叱咤激励を受けて、町政運営に誤りなきよう頑張りたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） ありがとうございます。

◎議長あいさつ

○議長（吉永満榮君） 閉会に当たり、一言お礼申し上げます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でもございまして、今後の議会運営に重要かつ必要な事項について、議員各位の御協力により、長時間にわたりましたが、慎重審議をいただき、無事決定することができました。心から厚くお礼申し上げます。

ふなれな議長でございませうが、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

ここで、議員の皆様へ御連絡をいたします。

あしたから春の全国交通安全運動が実施されます。既に御案内をいただいておりますが、あしたは午前7時から役場前において、出発式並びに街頭広報が予定されております。ぜひ万障繰り合わせの上、御参加をお願いいたします。

◎閉会の宣告

○議長（吉永満榮君） それでは、以上をもって、平成19年第2回吉田町議会臨時会を閉会とします。

大変お疲れさまでした。御苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会 午後 4時34分